

葛飾区工事成績評定表(報告書)

年 月 日

契約管財課長 殿

工事主管課長(公印省略)

工事件名				受注者	
工事場所				現場代理人	
契約番号	契約月日	年 月 日	契約金額		
工 期				完了検査日	
工 種				種 別	
考查項目	細 目	細 目 内 容	細目評価点	細目評定点	項目評定点
項目係数(A)	細目係数(B)	(考查の着眼点)	(C)	(D=B×C)	(E=Σ(A×D))
施工体制 15	現場代理人(主任・ 監理技術者を含む) 現場作業員 (0.7)	・全体の把握 ・指揮統率力 ・施行管理能力など ・作業員の熟練度 ・作業員の作業態度など			
	渉外調整 (0.3)	・官公署との調整 ・周辺住民との対応 ・監督員への報告や連絡			
現場管理 15	関係法令の遵守 (0.3)	・建設業法、道路交通 法等の遵守			
	安全衛生管理 (0.4)	・場内安全衛生管理 ・仮設・機械の安全点検 ・場内作業事故の有無 ・危険物の安全確保			
	現場の整理 環境・交通対策 (0.3)	・現場内の整理・整頓 ・資機材の保管状況 ・周辺環境への配慮 ・安全施設や交通整理要員配置			
工程管理 15	工程計画の適正 工程の調整 工程の遵守 (1.0)	・工事全体を考慮した ・合理的な工程計画 ・状況変化に対する対応 ・関連事業者との協力調整 ・工程の遵守			
施工管理 20	施工計画 (0.4)	・施工計画の内容 ・施工手順の適否			
	提出書類の整備 (0.3)	・関係書類の提出状況と内容 ・写真及び施工データ ・記録の分析整理			
	出来栄え (0.3)	・仕上り外観、出来形寸法 ・手直しの多少 ・材料の品質及び均一性 ・試験の成績			
所 見	監督員			計	
				加 点	
	主任 監督員			減 点	
	(係長)			監督員評定点計	

- ☆ 監督員評定は、70点満点とする。
- ☆ 項目評価点は、小数点第1位を四捨五入する。
- ☆ 加点は、特に技術力、創意工夫、熱意、社会的貢献などで評価できる場合、1項目ごとに、最大5点まで付与できる。
- ☆ 減点は、指導内容が同一で、文書による指導回数が1回(指示書)のときは3点を、2回(改善指示書)のときは6点を、それでも改善が見られない3回(改善命令書)のときは、10点の減点を行う。
ただし、内容が異なる文書指導を複数回した場合は、それぞれ1回ごとに減点する。
- ☆ 口頭注意した場合で、不適切な施工、報告等があった場合は、1項目ごとに、1点から10点の範囲で減点を行う。
- ☆ 所見欄は、特記事項がある場合及び加点・減点があった場合に、具体的な評価・指導の内容を記入する。
ただし、加点・減点する際は、加点・減点するごとに、具体的に、どのように優れていたか、不適切であったかの理由を所見欄に記入する。